

# 京都府ウクライナ避難民支援義援金委員会設置要綱

令和4年5月16日設置

## 第1 設 置

ロシアのウクライナへの軍事侵攻により、京都府にウクライナから避難された方を救援するために寄せられた支援義援金を避難民に支給するため、京都府ウクライナ避難民支援義援金委員会（以下「委員会」という）を設置する。

残金が生じた場合は、日本赤十字社（もしくはウクライナ大使館等）を通じてウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動の支援に充てる。

## 第2 所在地

委員会を次の所在地に置く。

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁国際課内

## 第3 構 成

委員会の構成は、別表のとおりとする。

## 第4 会長と職務

- (1) 委員会に会長を置く。
- (2) 会長は、京都府知事直轄組織知事室長とする。
- (3) 会長は、会務を総括するとともに、委員会の議長となる。

## 第5 委員会の審議事項

- (1) 支給対象
- (2) 支給基準
- (3) 支給方法
- (4) その他支援義援金の支給に関し必要な事項

## 第6 委員会の開催

- (1) 会長は、必要の都度委員会を招集する。
- (2) 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

## 第7 書面決議

前条第1項の規定に関わらず、会長が必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聞き、または賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。なお、期日までに到達しない意見または賛否は議決に加えないものとする。

## 第8 事務局

- (1) 委員会に事務局を置き、京都府知事直轄組織国際課が事務局を運営する。
- (2) 事務局に事務局長を置き、京都府知事直轄組織国際課長をもって充てる。

## 第9 管理

支援義援金は、事務局長が適正に管理し、定期的に会長の閲覧を受けるものとする。

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会において協議し定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行し、義援金の配分が完了した時点でその効力を失う。

## 別表

区分	機関・団体名	職名
委員・会長	京都府知事直轄組織	知事室長
委員	京都府社会福祉協議会	常務理事
委員	京都府国際センター	常務理事
委員・事務局長	京都府知事直轄組織	国際課長